

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体担当課

スポーツ庁政策課学校体育室

保健体育科における武道の安全管理の徹底について（依頼）

保健体育科の授業における武道の安全かつ円滑な実施については、平成24年3月9日付け23文科ス第918号「新しい学習指導要領の実施に伴う武道の授業の安全かつ円滑な実施について（依頼）」(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1318536.htm)においても対応をお願いしているところです。特に、柔道を行う各学校については、平成24年3月9日付け23文科ス第910号「武道必修化に伴う柔道の安全管理の徹底について（依頼）」(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1318538.htm)において、さらなる安全管理の徹底を依頼するとともに、毎年「柔道の指導体制に関する状況調査」を実施し、全国の取組状況を確認してきております。

平成29年3月に公示しました新中学校学習指導要領において、保健体育科における武道の充実を図ることを踏まえ、学校や地域の実態に応じて種目が選択できるよう内容の弾力化が図られている中、本年度は、各学校における取組について、武道の授業の開始前に別添を御確認いただき、安全に指導できる体制整備の取組の徹底を図るとともに、その取組状況について実施要領（別紙1）に基づき、御提出頂きますようお願いいたします。

このことについて、各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課におかれては所管の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）及び域内の市町村教育委員会等に対して、各都道府県私学担当主管課及び中学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の担当課におかれては、所轄の中学校に対して、各国立大学・公立大学法人担当課におかれては附属の中学校に対して、上記通知の周知及び保健体育科における武道の安全管理に係る適切な対応がなされるよう御指導いただくとともに、調査結果の取りまとめ及び提出をお願いいたします。

（本件問合せ先）

スポーツ庁政策課学校体育室 指導係 原、比嘉 電 話 03-6734-2674 ファクシミリ 03-6734-3790 電子メール staiiku@mext.go.jp
--

武道の指導体制にかかる確認事項

（「武道必修化に伴う柔道の安全管理の徹底について（依頼）」平成24年3月9日付け23文科ス第910号
『柔道の指導体制にかかる確認事項』参照）

（1）指導者について

イ）平成30年度に武道の授業を開始する時点^{※1}において、一定の指導歴^{※2}や研修受講歴を持った教師が指導に当たることができる体制^{※3}になっているか。

※1 実際に授業の開始を予定している時点であり、年度当初の4月とは限らない。

※2 一定の指導歴を持った教師であっても、平成20年の学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた武道の授業に関する研修を受講していることが望ましい。

※3 例えば、複数の担当教師がいる学校で、一定の指導歴や研修歴を持たない教師が単独で授業を担当する場合は「指導に当たることができる体制」に該当しないが、当該教員が今後授業開始までに適切な研修を受ける予定の場合は該当すると考えられる。

ロ）イ）の体制が確保できない場合、適切な外部指導者の協力を得ることになっているか。

【留意点】

指導者が一定の指導歴や研修受講歴を持たない教師である場合は、教育委員会や武道関係団体にある人材データバンク等を活用し、例えば、武道の指導に関する専門性を有する退職警察官等外部指導者の協力を得ること。また、一定の指導歴や研修受講歴を持たない教師については、授業の開始時点までに必要十分に研修の機会を確保すること。

（2）指導計画について

3年間の指導を見通した上で、学習段階や個人差を踏まえ、段階的な指導を行うなど安全の確保に十分に留意した計画となっているか。

【留意点】

特に柔道については、「柔道の授業の安全な実施に向けて」（平成24年3月）、学校体育実技指導資料第2集「柔道指導の手引（三訂版）」（平成25年3月）を踏まえ、安全に柔道の指導を行う観点から特に以下の点について配慮が求められること。

① 3年間の指導を見通した上で、各学年で適切な授業時数を配当し、効果的、継続的な学習ができるようにすること。

第1学年及び第2学年においては、受け身の練習を段階的かつ十分に行った上で、指導する技や時期を定め、技と関連させた受け身の指導を行うこと。また、受け身がとれるようになった後、投げ技のかかり練習や約束練習など、段階的に練習を行うこと。その際、固め技について自由練習やごく簡単な試合で攻防の楽しさを味わわせることが考えられること。

さらに、第3学年においては、生徒の技能の上達の程度等を踏まえ、安全上の配慮を十分に行った状態で、使用する技や時間を限定するなどして簡単な試合までを計画することも考えられること。

② 生徒の学習段階や個人差を踏まえた無理のない段階的な指導を行うこと。

なお、学習指導要領の解説で示している「大外刈り」などの技については、あくまでも例示であり、記載された全ての技を取り扱わなければならないものではないこと。

(3) 施設設備等について

施設設備及び用具の安全が確保されているか。特に体育館を使用する場合は、例えば畳のずれを防ぐ措置、床板のささくれなどの武道を行う場の安全が確保されているか。また、使用する用具等に欠陥がないか確認をしているか。

【留意点】

十分でない場合は、早急に施設設備及び用具の安全の確保策を講じること。

(4) 事故が発生した場合の対応について

事故が発生した場合の応急処置や緊急連絡体制など、対処方法について関係者間で認識を共有しているか。

【留意点】

十分でない場合は、早急に事故が発生した場合に対応できる体制を整備すること。

以上について、適切な対応をお願いします。また、授業の実施までに安全管理に関する問題点が判明した場合には、無理な計画での授業を行わないようお願いします。